

別表（第2条関係）

補助事業名	木質バイオマスボイラー導入補助事業 (地域脱炭素移行・再エネ推進事業)
補助事業の目的	化石燃料の代替として使用可能な木質バイオマス燃料（チップ、ペレット、薪等）を燃焼するボイラーについて、設備導入等の支援をすることで、地球温暖化対策並びに再生可能エネルギーの導入を促進する。
補助事業の対象となる者	県内に木質バイオマスボイラーを設置する以下の者 1 事業者 2 地方公共団体 3 その他知事が認める者 ただし、補助金の申請時点において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に基づく脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業を実施する市町（熱利用設備（バイオマス熱利用）の設置を当該交付対象事業とする市町に限る。）の以下の区域内に設置する者を除く。 (1)脱炭素先行地域づくり事業を実施する市町にあつては、脱炭素先行地域計画提案書に定める対象エリア (2)重点対策加速化事業を実施する市町にあつては、当該市町
補助事業の対象となる経費	木質バイオマスを燃料として利用する設備（木質バイオマスボイラー）の設置にかかる以下の設備整備費用であること。 対象となる設備整備費用 国補助の補助対象経費である工事費（本工事費、間接工事費）、設備費、業務費、事務費
補助率	2 / 3 以内
補助金の額	下記(1)又は(2)のうち小さい金額。ただし、予算の範囲内の額とする。 (1) 補助事業の対象経費に補助率を乗じて得られた額（千円未満切捨て） (2) 42,000 千円
適用除外する条項	
その他の事項	国補助の要件の他、以下 1 定格出力（熱利用として）が以下の要件を満たすこと。 木質チップ・ペレットボイラー：130kW 以上 薪ボイラー：50kW 以上 2 当該設備で使用される木質バイオマス燃料について、兵庫県内の里山等森林伐採木（未利用間伐材等を含む）等から製造された燃料を、設置年度から5年間、重量ベースで年間50%以上使用すること。 3 設置年度の次年度から起算し、5年間、前年度の燃料の使用実績について、翌年度の4月末日までに報告すること。 その際、2の要件を満たさない場合は、同期日までに使用率を増やすための計画を提出すること。 4 対象設備の導入のための契約日又は工事着工日は、環境省から兵庫県への交付決定日以降であること。 5 定める期日までに設備整備費用を決定し、実績報告を提出できること。 6 事業の実施による事業効果について把握し、県の求めに応じ、これらの情報を提供すること。また、県及び関係機関等から現地確認の要望があった場合は、忌避せずこれに対応すること。

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象事業の概要〔予定〕（別添様式第1号）</li> <li>(2) 工事費、設備費、業務費、事務費が明記されている見積書、見積内訳書【写し】</li> <li>(3) 導入予定設備の性能が分かる仕様書、カタログ等</li> <li>(4) 木質バイオマス燃料の調達計画（任意様式）</li> <li>(5) 熱供給、リース事業を行う場合、補助金額相当分がサービス料金から相当額控除されることがわかる算定根拠明細書及び控除することを証明する誓約書（別添様式第2号）</li> <li>(6) 熱供給、リース事業を行う場合、法定耐用年数期間終了まで継続的に使用するための措置等を証明する誓約書（別添様式第2号）</li> <li>(7) 熱供給、リース事業を行う場合、施設設置場所を所有・管理する者の同意書</li> <li>(8) 設備設置計画の概要が明らかになる関係図面【写し】</li> <li>(9) 付帯設備（燃料製造設備、燃料貯蔵庫等）設置について、当該設備が木質バイオマスボイラーの適切な稼働のために必要・規模であることを合理的に示したもの（任意様式）</li> <li>(10) 熱供給、リース事業を行う場合、補助事業の実施体制表（任意様式）</li> <li>(11) その他知事が必要と認める書類</li> </ol> <p>(指定期日) 別に指定する日</p>
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>「補助事業の対象となる経費」相互間の 20%以内の増減</p> <p>(添付書類) 第 3 条の添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 別に指定する日</p>
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等)</p> <p>必要が生じたときは別途通知する。</p>
第 11 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象事業の概要〔確定〕（別添様式第3号）</li> <li>(2) 請求書【写し】</li> <li>(3) (2)の代金の支払いにかかる明細書（工事費、設備費、業務費、事務費の内訳がわかるもの）【写し】</li> <li>(4) (2)にかかる契約書【写し】</li> <li>(5) 熱供給、リース事業を行う場合、補助金額相当分が需要家へのサービス料金から相当額控除されることがわかる算定根拠明細書及び控除することを証明する書類</li> <li>(6) 熱供給、リース事業を行う場合、法定耐用年数期間終了まで継続的に使用するための措置等を証明する書類</li> <li>(7) 設置後の状況が明らかとなる書類（任意様式）</li> <li>(8) 付帯設備（燃料製造設備、燃料貯蔵庫等）設置概要（任意様式）</li> <li>(9) 熱供給、リース事業を行う場合、補助事業の実施体制表（任意様式）</li> <li>(10) その他知事が必要と認める書類</li> </ol> <p>(指定期日)</p> <p>別に指定する日</p>
第 19 条 第 1 項	<p>(処分制限期間)</p> <p>国補助に係る補助金要綱及び交付規程等に定める期間</p>